

令和 5 年 2 月 24 日 開 会

定 例 市 議 会 議 案

草 津 市

提出議案

議第 1 号	令和 5 年度草津市一般会計予算	
議第 2 号	令和 5 年度草津市国民健康保険事業特別会計予算	
議第 3 号	令和 5 年度草津市財産区特別会計予算	
議第 4 号	令和 5 年度草津市学校給食センター特別会計予算	
議第 5 号	令和 5 年度草津市介護保険事業特別会計予算	
議第 6 号	令和 5 年度草津市後期高齢者医療特別会計予算	
議第 7 号	令和 5 年度草津市水道事業会計予算	
議第 8 号	令和 5 年度草津市下水道事業会計予算	
議第 9 号	草津市個人情報保護法施行条例案……………	2
議第 10 号	草津市情報公開条例等の一部を改正する条例案……………	6
議第 11 号	草津市附属機関設置条例の一部を改正する条例案……………	11
議第 12 号	草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を 改正する条例案……………	13
議第 13 号	草津市手数料条例の一部を改正する条例案……………	16
議第 14 号	こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に 伴う関係条例の整理に関する条例案……………	21
議第 15 号	草津市立図書館設置条例の一部を改正する条例案……………	25
議第 16 号	草津市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基 準を定める条例等の一部を改正する条例案……………	27
議第 17 号	草津市国民健康保険条例の一部を改正する条例案……………	32
議第 18 号	草津市道路占用料条例および草津市駅前広場管理条例の一部を改正する 条例案……………	34
議第 19 号	負担付きの寄附の受納につき議決を求めることについて……………	40
議第 20 号	指定管理者の指定につき議決を求めることについて……………	42
議第 21 号	市道路線の認定につき議決を求めることについて……………	44
議第 22 号	市道路線の変更につき議決を求めることについて……………	51

議第9号

草津市個人情報保護法施行条例案

上記の議案を提出する。

令和5年2月24日

草津市長 橋 川 渉

草津市個人情報保護法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法および個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）において使用する用語の例による。

2 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会および財産区をいう。

(費用の負担)

第3条 法第89条第2項に規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定により保有個人情報規定されている文書の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成および送付に要する費用を負担しなければならない。

(審議会への諮問)

第4条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、草津市情報公開・個人情報保護審議会設置条例（平成24年草津市条例第23号）第1条に規定する草津市情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に諮問することができる。

- (1) この条例の規定を改正し、または廃止しようとする場合
- (2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する措置について、運用の方法を定め、または変更しようとする場合

(運用状況の公表)

第5条 市長は、毎年度、実施機関における法およびこの条例の運用状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、法およびこの条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(草津市個人情報保護条例の廃止)

第2条 草津市個人情報保護条例（平成18年草津市条例第1号）は、廃止する。

(経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前の草津市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第3条第2項の規定による職務上知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）をみだりに他人に知らせ、もしくは不当な目的に使用してはならない義務または旧条例第9条第4項の規定によるその業務に関して知り得た旧個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、もしくは不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第3号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者またはこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いを伴う業務の委託を受けた業務に従事していた者

(3) この条例の施行前において指定管理者が管理する公の施設の管理の業務に従事していた者

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に旧条例第14条第1項もしくは第2項、第28条第1項もしくは第2項または第36条第1項もしくは第2項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する自己を本人とする保有個人情報の開示、訂正および利用停止については、なお従前の例による。

3 施行日前に旧条例第42条第1項の規定により審議会に諮問がされた場合における旧条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。

4 この条例の施行の際現に審議会の委員である者またはこの条例の施行前において審議会の委員であった者に係る旧条例第47条第2項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第4号に規定する保有個人情報（以下

「旧保有個人情報」という。)を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部もしくは一部を複製し、または加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役または100万円以下の罰金に処する。

(1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者またはこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 第1項第2号に掲げる者

(3) 第1項第3号に掲げる者

6 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己もしくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、または盗用したときは、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処する。

7 旧条例第9条第3項の委託または管理の業務を行う法人(法人でない団体の代表者または管理人の定めのあるものを含む。以下この条において同じ。)の代表者もしくは管理人または法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者であった者が、その法人または人の業務に関し、前2項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人または人に対しても、各本項の罰金刑を科する。

8 第4項の規定によりなお従前の例によることとされた義務に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処する。

第4条 付則第2条の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

議第10号

草津市情報公開条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和5年2月24日

草津市長 橋 川 渉

草津市情報公開条例等の一部を改正する条例

(草津市情報公開条例の一部改正)

第1条 草津市情報公開条例（平成16年草津市条例第21号）の一部を次のように改正する。

目次中「第29条」を「第21条」に改め、「第6章 罰則（第38条）」を削る。

第7条第1号中「草津市個人情報保護条例（平成18年草津市条例第1号）第2条第1号」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項」に改める。

第20条各号列記以外の部分中「（以下「諮問実施機関」という。）」を削る。

第22条から第29条までを削り、第30条を第22条とし、第31条から第37条までを8条ずつ繰り上げる。

第6章を削る。

(草津市情報公開・個人情報保護審議会設置条例の一部改正)

第2条 草津市情報公開・個人情報保護審議会設置条例（平成24年草津市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「草津市情報公開条例の規定により」を「情報公開に関する制度の運営および改善に関する事項について、実施機関（草津市情報公開条例第2条第1号に規定する実施機関および草津市個人情報保護法施行条例（令和5年草津市条例第 号）第2条第2項に規定する実施機関をいう。以下同じ。）および議会（草津市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年草津市条例第 号。以下「議会条例」という。）第1条に規定する草津市議会をいう。以下同じ。）に」に改め、同条第3号中「草津市個人情報保護条例（平成18年草津市条例第1号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）」に改め、同条第4号中「草津市個人情報保護条例の規定により」を「個人情報保護に関する制度の運営および改善に関する事項について、実施機関および議会に」に改め、同条に次の2号を加える。

(7) 草津市個人情報保護法施行条例の規定による諮問に応じて審議すること。

(8) 議会条例の規定による審査請求に関する諮問または個人情報の適正な取扱いの確保に関する諮問に応じて審議すること。

第5条を第12条とし、第4条の次に次の7条を加える。

(審議会の調査権限)

第5条 審議会は、審議を行うため必要があると認めるときは、諮問実施機関（草津市情報公開条例第19条第1項の規定により審議会に諮問をした実施機関、法第105条第3項の規

定により読み替えて準用する同条第1項の規定により審議会に諮問をした実施機関および議会条例第45条第1項の規定により審議会に諮問をした議会をいう。以下同じ。) に対し、審査請求のあった処分に係る市政情報(草津市情報公開条例第2条第2号に規定する市政情報をいう。以下同じ。) または保有個人情報(法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。以下同じ。) の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審議会に対し、その提示された市政情報の公開または保有個人情報の開示を求めることができない。

- 2 諮問実施機関は、審議会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審議会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、市政情報に記録されている情報または保有個人情報に含まれている情報の内容を審議会の指定する方法により分類し、または整理した資料を作成し、審議会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項および前項に定めるもののほか、審議会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。) または諮問実施機関(以下「審査請求人等」という。) に意見書または資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、または鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第6条 審議会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審議会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 前項本文の場合において、審査請求人または参加人は、審議会の定めるところにより、補佐人を同伴することができる。

(意見書等の提出)

第7条 審査請求人等は、審議会に対し、意見書または資料を提出することができる。ただし、審議会が意見書または資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の閲覧等)

第8条 審議会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときを除き、審査請求人等に対し、審議会に提出された意見書もしくは資料を閲覧させ、ま

たはその写しを交付することができる。

(答申書の送付等)

第9条 審議会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人および参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(審議手続の非公開)

第10条 審議会の行う第2条第1号、第3号および第8号の規定による諮問のうち審査請求に関する諮問に応じて行う調査審議の手続は、公開しない。

(守秘義務)

第11条 審議会の委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

本則に次の1条を加える。

(罰則)

第13条 第11条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処する。

(草津市協働のまちづくり条例の一部改正)

第3条 草津市協働のまちづくり条例（平成26年草津市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項を削り、同条第2項中「前項の規定により読み替えて適用する個人情報保護条例第10条第1項第8号の規定による個人情報の提供」を「草津市個人情報保護法施行条例（令和5年草津市条例第 号）第2条第2項の実施機関は保有個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。）のまちづくり協議会への提供について」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項中「第1項の」を「前項の」に改め、「読み替えて適用する個人情報保護条例第10条第1項第8号の規定により」を削り、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とし、同条第5項中「読み替えて適用する個人情報保護条例第10条第1項第8号の規定により」を削り、同項を同条第4項とし、同条中第6項を第5項とし、第7項を第6項とする。

(草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改正)

第4条 草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年草津市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第17条中「草津市個人情報保護条例（平成11年草津市条例第27号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に改める。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（草津市情報公開条例の一部改正に伴う経過措置）

第2条 この条例の施行の際現に草津市情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の委員である者またはこの条例の施行前において審議会の委員であった者に係るこの条例による改正前の草津市情報公開条例（以下「改正前条例」という。）第22条第2項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、なお従前の例による。

2 この条例の施行前に改正前条例第19条第1項の規定による諮問がされた場合における改正前条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。

3 この条例の施行前にした行為に対する改正前条例の規定による罰則の適用については、なお従前の例による。

4 第1項の規定によりなお従前によることとされた義務に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処する。

議第 1 1 号

草津市附属機関設置条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 2 4 日

草津市長 橋 川 渉

草津市附属機関設置条例の一部を改正する条例

草津市附属機関設置条例（平成25年草津市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1 草津市緑の基本計画策定委員会の項の次に次のように加える。

ロクハ公園プール検討委員会	ロクハ公園プール基本計画の策定について必要な事項の調査審議に関する事務	8人以内
---------------	-------------------------------------	------

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議第 12 号

草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 24 日

草津市長 橋 川 渉

草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例

草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年草津市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「あらかじめ」の右に「第20条第1項各号に定める」を加え、「の意見」を「(以下「委員会」という。)のうち意見を聴くべき委員会を決定し、当該決定した委員会に意見」に改める。

第20条第1項中「草津市指定管理者選定評価委員会(以下「委員会」という。)」を「次に掲げる委員会」に改め、同項に次の3号を加える。

- (1) 草津市文教施設・産業振興施設指定管理者選定評価委員会
- (2) 草津市社会福祉施設指定管理者選定評価委員会
- (3) 草津市基盤施設指定管理者選定評価委員会

第20条第3項各号列記以外の部分中「定数は、」の右に「それぞれ」を加え、同項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同条第4項中「2年」を「2年以内」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第20条第3項の規定により草津市指定管理者選定評価委員会(以下「委員会」という。)の委員に委嘱されている者は改正後の草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第20条第3項の規定により委員会の委員に委嘱されたものとみなす。

(任期の特例)

- 3 前項の規定により委員会の委員に委嘱されたものとみなされる委員の任期は、改正後の条例第20条第4項の規定にかかわらず、令和6年10月31日までとする。

(準備行為)

- 4 改正後の条例第20条第3項の規定による委員の委嘱に関し必要な行為は、この条例の施行

の日前に行うことができる。

議第13号

草津市手数料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和5年2月24日

草津市長 橋 川 渉

草津市手数料条例の一部を改正する条例

草津市手数料条例（昭和 53 年草津市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 14 項第 19 号の次に次の 1 号を加える。

(19) の 2 法第 52 条第 6 項第 3 号の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査

建築物の容積率の特例認定申請手数料 1 件につき 27,000 円

別表第 14 項第 20 号の次に次の 1 号を加える。

(20) の 2 法第 53 条第 5 項第 4 号の規定に基づく建築物の建蔽率に関する特例の許可の申請に対する審査

建築物の建蔽率の特例許可申請手数料 1 件につき 33,000 円

別表第 14 項第 23 号の次に次の 1 号を加える。

(23) の 2 法第 55 条第 3 項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査

建築物の高さの特例許可申請手数料 1 件につき 160,000 円

別表第 14 項第 24 号中「法第 55 条第 3 項各号」を「法第 55 条第 4 項各号」に改め、同項第 42 号および第 44 号中「既存建築物を除く」を「建築等をするものに限る」に改め、同項第 45 号中「建築の」を「新築または一敷地内認定建築物の増築等の」に、「建築認定申請手数料」を「新築または一敷地内認定建築物の増築等の認定申請手数料」に、「を除く」を「以外の建築物の新築または一敷地内認定建築物の増築等に係る建築物に限る」に改め、同項第 46 号中「建築の」を「新築または一敷地内認定建築物の増築等の」に改め、「建築物を建築しようとする場合における」を削り、「を除く」を「以外の建築物の新築または一敷地内認定建築物の増築等に係る建築物に限る」に改め、同項第 47 号中「建築の」を「新築または一敷地内認定建築物の増築等の」に改め、「建築物を建築しようとする場合における」を削り、「を除く」を「以外の建築物の新築または一敷地内認定建築物の増築等に係る建築物に限る」に改める。

別表第 42 項各号列記以外の部分に後段として次のように加える。

なお、この項において「性能基準」および「仕様基準」とは、それぞれ建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省・国土交通省令第 1 号）の規定に基づき定められた基準をいう。

別表第 42 項第 1 号ア中

「ア 認定を受けようとする建築物が一戸建て住宅の場合 次の表のとおり」を

「ア 認定を受けようとする建築物が一戸建て住宅の場合

(ア) 性能基準に適合するものとして認定を受けようとするとき」に改め、

同号アの表の次に次の表を加える。

(イ) 仕様基準に適合するものとして認定を受けようとするとき

区分	1件についての手数料の額
床面積の合計が200平方メートル未満のもの	24,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、8,000円）
床面積の合計が200平方メートル以上のもの	25,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、8,000円）

別表第42項第1号イ中

「イ 認定を受けようとする建築物が共同住宅または長屋住宅の場合 次の表のとおり」を

「イ 認定を受けようとする建築物が共同住宅または長屋住宅の場合

(ア) 性能基準に適合するものとして認定を受けようとするとき」に改め、

同号イの表の次に次の表を加える。

(イ) 仕様基準に適合するものとして認定を受けようとするとき

区分	1件についての手数料の額
床面積の合計が300平方メートル未満のもの	38,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、13,000円）
床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	61,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、23,000円）
床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	104,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、46,000円）
床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	154,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、80,000円）
床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	277,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、126,000円）
床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	464,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、188,000円）
床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	808,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、283,000円）

別表第42項第1号ウ(イ)中「（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号）」を削る。

別表第47項各号列記以外の部分に後段として次のように加える。

なお、この項において「性能基準」および「仕様基準」とは、それぞれ建築物エネルギー消費

性能基準等を定める省令の規定に基づき定められた基準をいう。

別表第47項第4号ア中

「ア 法第34条第3項に規定する申請建築物（以下この表において「申請建築物」という。）または同項に規定する他の建築物（以下この表において「他の建築物」という。）

が一戸建て住宅の場合 次の表のとおり 」を

「ア 法第34条第3項に規定する申請建築物（以下この表において「申請建築物」という。）または同項に規定する他の建築物（以下この表において「他の建築物」という。）

が一戸建て住宅の場合

(ア) 性能基準に適合するものとして認定を受けようとするとき 」に

改め、同号アの表の次に次の表を加える。

(イ) 仕様基準に適合するものとして認定を受けようとするとき

区分	1件についての手数料の額（複数建築物の計画の認定に限り一の建築物単位の額）
床面積の合計が200平方メートル未満のもの	22,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、6,000円）
床面積の合計が200平方メートル以上のもの	23,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、6,000円）

別表第47項第4号イ中

「イ 申請建築物または他の建築物が共同住宅または長屋住宅の場合 次の表のとおり 」を

「イ 申請建築物または他の建築物が共同住宅または長屋住宅の場合

(ア) 性能基準に適合するものとして認定を受けようとするとき 」に改め、

同号イの表の次に次の表を加える。

(イ) 仕様基準に適合するものとして認定を受けようとするとき

区分	1件についての手数料の額（複数建築物の計画の認定に限り一の建築物単位の額）
床面積の合計が300平方メートル未満のもの	36,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、11,000円）
床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	59,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、21,000円）
床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	102,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、44,000円）
床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	152,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、78,000円）

の	
床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	275,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、124,000円）
床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	462,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、186,000円）
床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	807,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、282,000円）

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、別表第42項および第47項の改正規定は、公布の日から施行する。

議第14号

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案

上記の議案を提出する。

令和5年2月24日

草津市長 橋 川 渉

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(草津市立幼稚園条例の一部改正)

第1条 草津市立幼稚園条例（昭和30年草津市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第8条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第25条」を「第25条第1項」に改める。

(草津市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 草津市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年草津市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書中「法第19条第1項第3号」を「法第19条第3号」に改め、同項第1号中「法第19条第1項各号」を「法第19条各号」に改め、同項第2号中「法第19条第1項第1号」を「法第19条第1号」に改め、同項第3号中「法第19条第1項第2号」を「法第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第6条第2項中「法第19条第1項第1号」を「法第19条第1号」に改め、同条第3項中「法第19条第1項第2号」を「法第19条第2号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第7条第2項中「法第19条第1項第2号」を「法第19条第2号」に改める。

第8条中「法第19条第1項各号」を「法第19条各号」に改める。

第13条第4項第3号ア(ア)中「法第19条第1項第1号」を「法第19条第1号」に改め、同号ア(イ)中「法第19条第1項第2号」を「法第19条第2号」に改め、同号イ(ア)中「法第19条第1項第1号」を「法第19条第1号」に改め、同号イ(イ)中「法第19条第1項第2号」を「法第19条第2号」に改める。

第15条第1項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改め、同項第4号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第20条第4号および第35条第1項中「法第19条第1項第1号」を「法第19条第1号」に改める。

第35条第2項中「法第19条第1項第1号」を「法第19条第1号」に、「同項第2号」を

「同条第2号」に、「法第19条第1項第2号」を「法第19条第2号」に改め、同条第3項中「同項第1号」を「同条第1号」に、「法第19条第1項第2号」を「法第19条第2号」に改める。

第36条第1項中「法第19条第1項第2号」を「法第19条第2号」に改め、同条第2項中「法第19条第1項第2号」を「法第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に、「法第19条第1項第1号」を「法第19条第1号」に改め、同条第3項中「法第19条第1項第1号」を「法第19条第1号」に、「法第19条第1項第2号」を「法第19条第2号」に改める。

第37条第2項および第39条第2項中「法第19条第1項第3号」を「法第19条第3号」に改める。

第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第51条第1項中「法第19条第1項第1号」を「法第19条第1号」に改め、同条第2項中「法第19条第1項第1号」を「法第19条第1号」に、「法第19条第1項第2号」を「法第19条第2号」に改め、同条第3項中「法第19条第1項第3号」を「法第19条第3号」に、「法第19条第1項第1号」を「法第19条第1号」に、「法第19条第1項第2号」を「法第19条第2号」に改める。

第52条第1項中「法第19条第1項第2号」を「法第19条第2号」に改め、同条第2項中「法第19条第1項第2号」を「法第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「法第19条第1項第1号」を「法第19条第1号」に改め、同条第3項中「法第19条第1項第2号」を「法第19条第2号」に改める。

(草津市立幼保連携型認定こども園条例の一部改正)

第3条 草津市立幼保連携型認定こども園条例（平成27年草津市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第8条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第25条」を「第25条第1項」に改める。

第9条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

(草津市保育所設置条例の一部改正)

第4条 草津市保育所設置条例（昭和46年草津市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第4条中「同法第19条第1項第2号」を「同法第19条第2号」に改める。

第6条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

(草津市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例の一部改正)

第5条 草津市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例（昭和42年草津市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「法第19条第1項第1号」を「法第19条第1号」に改め、同条第2号中「法第19条第1項第2号」を「法第19条第2号」に改め、同条第3号中「法第19条第1項第2号」を「法第19条第2号」に、「法第19条第1項第3号」を「法第19条第3号」に改める。

(草津市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第6条 草津市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例（平成26年草津市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第25条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(草津市立発達支援センター条例の一部改正)

第7条 草津市立発達支援センター条例（平成18年草津市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第3号中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議第15号

草津市立図書館設置条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和5年2月24日

草津市長 橋 川 渉

草津市立図書館設置条例の一部を改正する条例

草津市立図書館設置条例（昭和58年草津市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

	円	円	円
会議室1	600	1,300	1,900
会議室2	900	1,800	2,700

」を

「

	円	円	円
会議室	900	1,800	2,700

」に改める。

付 則

この条例は、令和5年7月1日から施行する。

議第16号

草津市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等
の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和5年2月24日

草津市長 橋 川 渉

草津市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める

条例等の一部を改正する条例

(草津市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 草津市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

(平成26年草津市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第26条を次のように改める。

第26条 削除

第37条第1項中「(満1歳に満たない小学校就学前子どもを保育する場合は1人以上4人以下)」を削る。

(草津市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 草津市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例(平成26年草津市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項各号列記以外の部分中「次条第1項」の右に「、第7条の3第2項」を加える。

第7条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

第7条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修および訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修および訓練を定期的の実施しなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車および降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席およびこれと並列の座席ならびにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第10条中「設置するときは」の右に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、同条ただし書を削る。

第13条を次のように改める。

第13条 削除

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための研修ならびに感染症の予防およびまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

第23条第3項各号列記以外の部分中「1人とする」を「3人とする」に改め、「（保育する乳児の数が1人または2人のときにあつては4人以下、保育する乳児の数が3人のときにあつては3人）」を削り、同条第4項を削る。

（草津市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第3条 草津市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例（平成26年草津市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修および訓練その他放課後児童健全育成事業所にお

ける安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修および訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車および降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第12条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

- 第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的実施するよう努めなければならない。
 - 3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第13条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための研修ならびに感染症の予防およびまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条中草津市特定教育・保育

施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第26条の改正規定および第2条中草津市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例第13条の改正規定は、公布の日から施行する。

（草津市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置）

第2条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の草津市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例第7条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下この条において「ブザー等」という。）を備えることおよびこれを用いることにつき困難な事情があるときは、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

（草津市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置）

第3条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、第3条の規定による改正後の草津市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例第6条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

議第 17 号

草津市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 24 日

草津市長 橋 川 渉

草津市国民健康保険条例の一部を改正する条例

草津市国民健康保険条例（昭和34年草津市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「40万8千円」を「48万8千円」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の草津市国民健康保険条例第6条第1項の規定は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）以後の出産に係る出産育児一時金の支給について適用し、施行日前の出産に係る出産育児一時金の支給については、なお従前の例による。

議第18号

草津市道路占用料条例および草津市駅前広場管理条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和5年2月24日

草津市長 橋 川 渉

草津市道路占用料条例および草津市駅前広場管理条例の一部を改正する条例

(草津市道路占用料条例の一部改正)

第1条 草津市道路占用料条例(昭和59年草津市条例第18号)の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表(第2条第1項関係)

占有物件		占用料	
		単位	額 (円)
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第一種電柱	1本につき1年	800
	第二種電柱		1,200
	第三種電柱		1,700
	第一種電話柱		710
	第二種電話柱		1,100
	第三種電話柱		1,600
	その他の柱類		71
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	7
	地下に設ける電線その他の線類		4
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	700
	地下に設ける変圧器	占有面積1平方メートルにつき1年	430
	変圧塔その他これに類するものおよび公衆電話所	1個につき1年	1,400
	郵便差出箱および信書便差出箱		600
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	4,800
	その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	1,400
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	30
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		43
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		64
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		86
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		130
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		170
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		300
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		430
	外径が1メートル以上のもの		860

法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	4
			その他のもの		14
		道路の構造または交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1本につき1年	1,100
		その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	710
	地下に設けるもの		430		
		その他のもの			1,400
法第32条第1項第4号に掲げる施設				占用面積1平方メートルにつき1年	1,400
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街および地下室	階数が1のもの		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの			Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの			Aに0.007を乗じて得た額
	上空に設ける通路		2,400		
	地下に設ける通路		1,500		
	その他のもの		1,400		
	法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの			占用面積1平方メートルにつき1日
その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	480		
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「政令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの		表示面積1平方メートルにつき1月	480
		その他のもの		表示面積1平方メートルにつき1年	4,800
	標識			1本につき1年	1,100
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		1本につき1日	48
		その他のもの		1本につき1月	480
	幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		その面積1平方メートルにつき1日	48
		その他のもの		その面積1平方メートルにつき1月	480
	アーチ	車道を横断するもの		1基につき1月	4,800
		その他のもの			2,400
政令第7条第2号に掲げる工作物				占用面積1平方メートルにつき1年	1,400
政令第7条第3号に掲げる施設				トルにつき1年	Aに0.031を

			乗じて得た額
政令第7条第4号に掲げる工事用施設および同条第5号に掲げる工事用材料	占用面積1平方メートルにつき1月		480
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物および同条第7号に掲げる施設			140
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上または高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.009を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.017を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの	Aに0.007を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.025を乗じて得た額
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに0.012を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.009を乗じて得た額
政令第7条第10号に掲げる施設および自動車駐車場	建築物		Aに0.022を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.009を乗じて得た額
政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上または高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.012を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.022を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.031を乗じて得た額
政令第7条第12号に掲げる器具			Aに0.025を乗じて得た額
政令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上または高速自動車国道もしくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの		Aに0.012を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.022を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.031を乗じて得た額

（草津市駅前広場管理条例の一部改正）

第2条 草津市駅前広場管理条例（昭和44年草津市条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第5条第1項、第8条第1項関係）

占用の区分			占用料の額	占用の期間
路線バス （道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる事業として運行されるものをいう。）	自動車検査証に記載された長さが12メートル以下の車両	承認（人の乗降のために一時的に停止する目的で利用する場合をいう。以下同じ。）	1区画につき1月 2,500円	1年以内
		駐車（人の乗降のために継続的かつ独占的に利用する場合をいう。以下同じ。）	1区画につき1月 5,000円	1年以内
	自動車検査証に記載された長さが12メートルを超える車両であつて、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第55条に基づく認定を受けた車両	承認	1区画につき1月 4,000円	1年以内
		駐車	1区画につき1月 8,000円	1年以内
	タクシー（道路運送法第3条第1号ハに掲げる事業として運行されるものをいう。）	承認	1区画につき1月 1,400円	1年以内
駐車		1区画につき1月 2,800円	1年以内	
その他のもの			草津市道路占用料条例（昭和59年草津市条例第18号）に規定する占用料の例による。	その都度市長が定める期間

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の草津市道路占用料条例および草津市駅前広場管理条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の占用許可期間に係る占用料について適用し、施行日前の占

用許可期間に係る占用料については、なお従前の例による。

議第19号

負担付きの寄附の受納につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和5年2月24日

草津市長 橋 川 渉

負担付きの寄附の受納につき議決を求めることについて

負担付きの寄附を受納することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第9号の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

寄附の目的 草津市立笠縫東まちづくりセンターの建設用地を取得するため。

受け入れる寄附 金22,788,303円

受け入れ期間 契約締結日から令和10年5月31日まで

寄附者 草津市集町58番地8

笠縫東学区まちづくり協議会

会長 今井 修

寄附の条件

(1) 本市は、以下の財産を取得する。

種類 土地

地番 草津市集町字天神西58番1、字天神西58番2、字久保59番5

地目 田

面積 1,003.89平方メートル

(2) 取得した財産を、草津市立地域まちづくりセンター条例（平成28年草津市条例第26号）第2条に定める草津市立笠縫東まちづくりセンターの建設用地とし、当センターを建設する。

(3) 本市が、当該地に草津市立笠縫東まちづくりセンターを建設できなかったときは、寄附者は、寄附にかかる契約を解除することができる。

議第20号

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和5年2月24日

草津市長 橋 川 渉

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

公の施設の指定管理者を次のように指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

1 公の施設の名称

- (1) 草津市立草津駅西口第2自転車駐車場
- (2) 草津市立草津駅西口第3自転車駐車場
- (3) 草津市立草津駅西口第5自転車駐車場

2 設置条例の名称

草津市立自転車駐車場条例

3 指定管理者

大阪府大阪市西区南堀江一丁目12番19号 四ツ橋スタービル9階

シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社

近畿支店 支店長 大 村 暎 貴

4 指定期間

令和5年7月1日から令和7年3月31日まで

議第 21 号

市道路線の認定につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 24 日

草津市長 橋 川 渉

市道路線の認定につき議決を求めることについて

次のように市道路線を認定することにつき、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

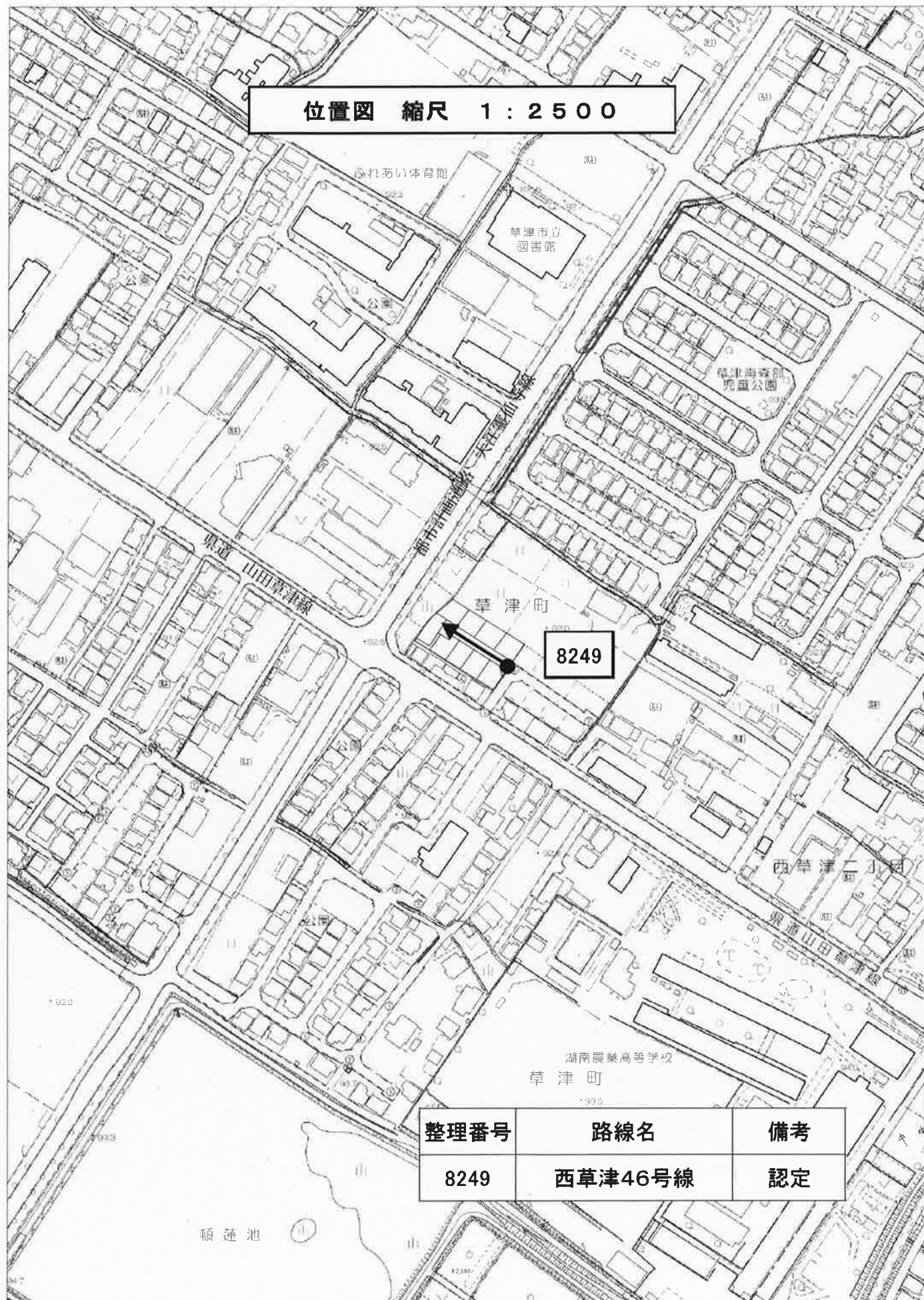
整理番号	路線名	起点	重要な 経過地
		終点	
7397	橋岡西28号線	草津市橋岡町字庄司田	
		草津市橋岡町字庄司田	
8249	西草津46号線	草津市草津町字北下司	
		草津市草津町字北下司	
8770	野路南121号線	草津市矢橋町字春日田	
		草津市矢橋町字馬ノ座	
9698	野路92号線	草津市野路六丁目字東浦	
		草津市野路六丁目字東浦	
9699	野路93号線	草津市野路六丁目字東浦	
		草津市野路六丁目字内山	
9700	南笠東89号線	草津市南笠東四丁目字笹ノ口	
		草津市南笠東四丁目字笹ノ口	

位置図 縮尺 1 : 2 5 0 0

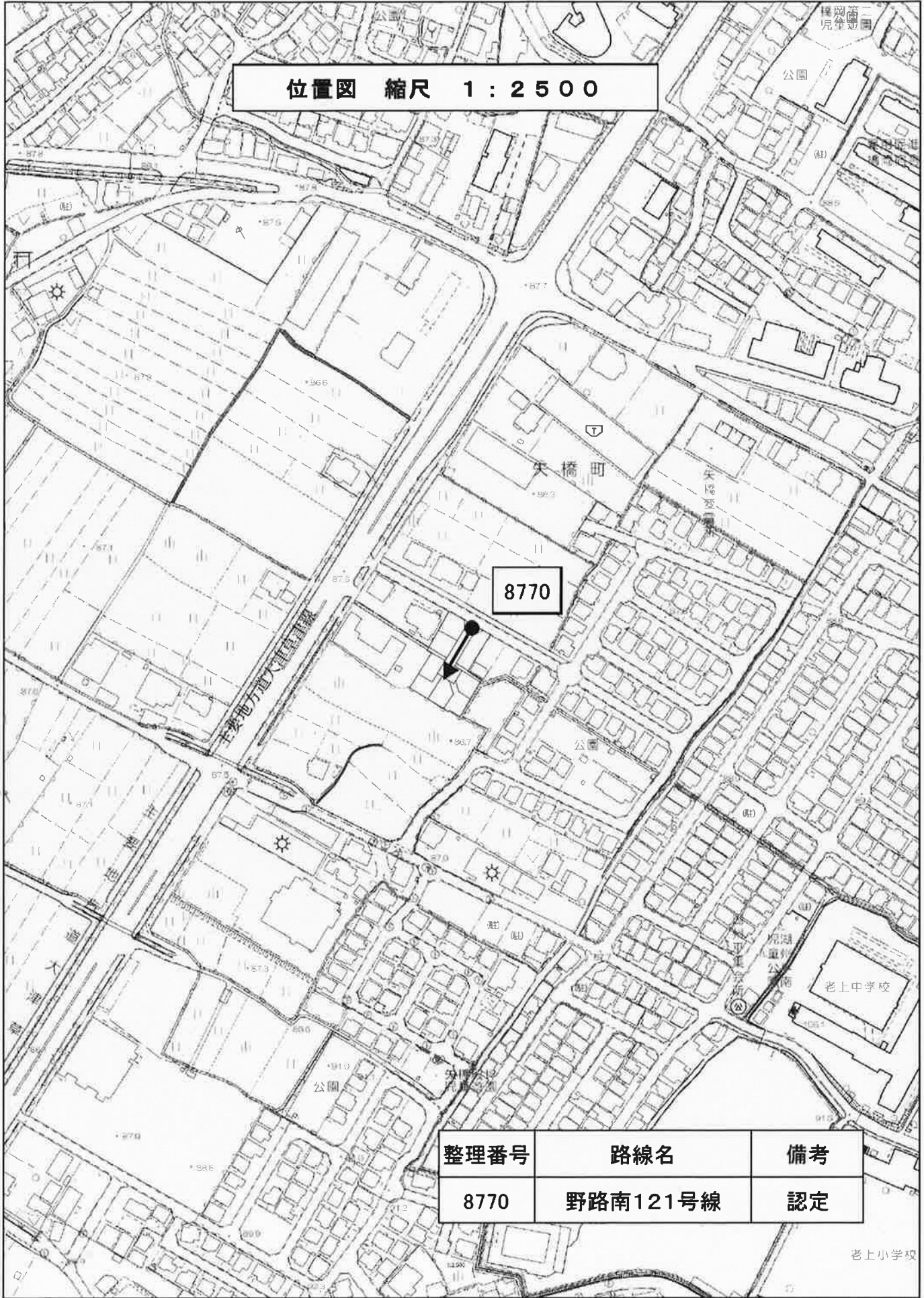


整理番号	路線名	備考
7397	橋岡西28号線	認定

位置図 縮尺 1 : 2 5 0 0

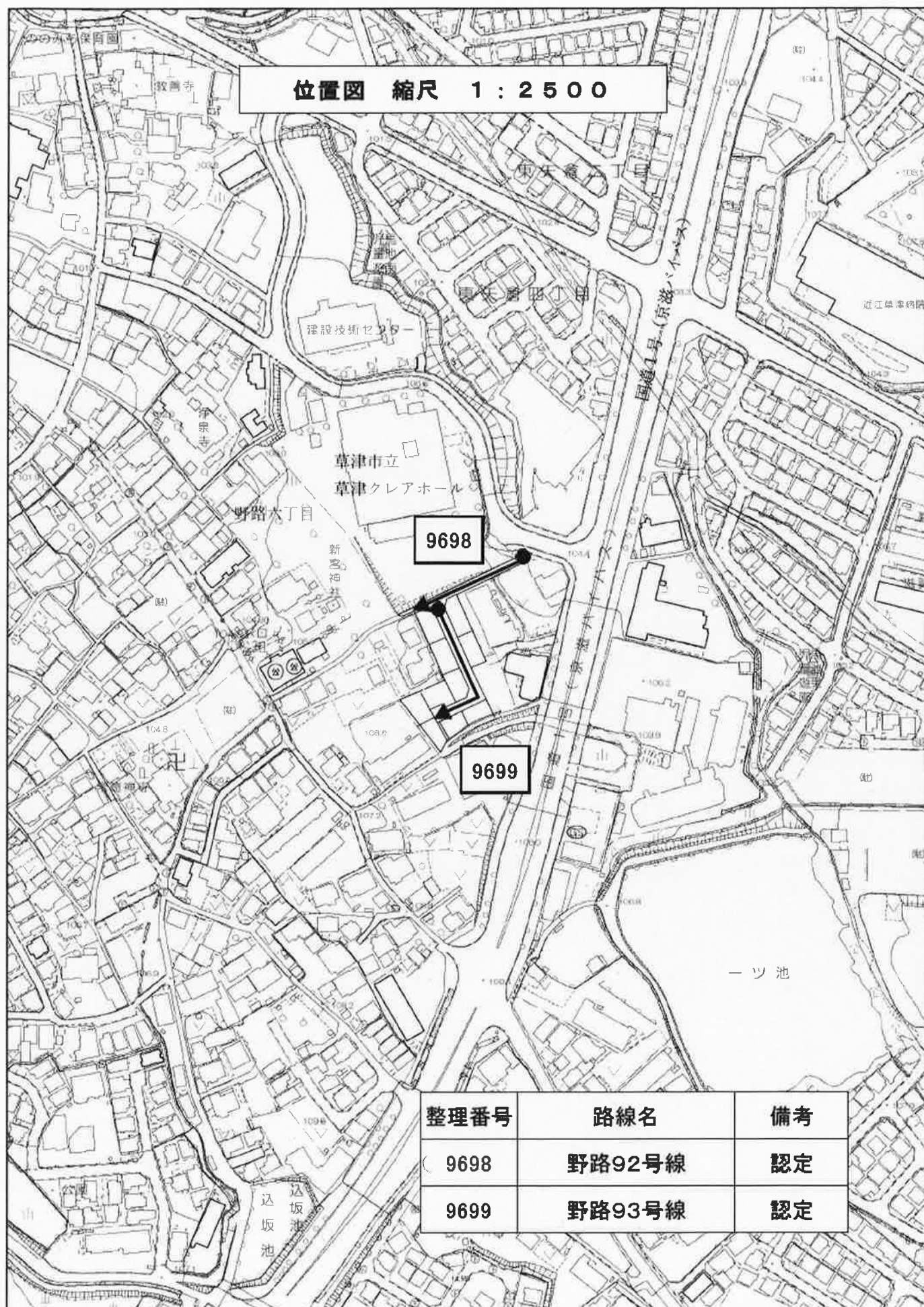


整理番号	路線名	備考
8249	西草津46号線	認定



整理番号	路線名	備考
8770	野路南121号線	認定

位置図 縮尺 1 : 2 5 0 0



整理番号	路線名	備考
9698	野路92号線	認定
9699	野路93号線	認定

位置図 縮尺 1 : 2 5 0 0

9700

南笠東四丁目

南笠東小学校

高笠児童公園

笠山一丁目

整理番号	路線名	備考
9700	南笠東89号線	認定

整理番号	路線名	備考
9700	南笠東89号線	認定

議第 22 号

市道路線の変更につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 24 日

草津市長 橋 川 渉

市道路線の変更につき議決を求めることについて

次のように市道路線を変更することにつき、道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１０条第３項の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

整理番号	路線名	変更後、変更前の起点・終点			重要な 経過地
５５８６	下笠南３４号線	変更後	起点	草津市下笠町字北国保	
			終点	草津市上笠四丁目字西野	
		変更前	起点	草津市下笠町字北国保	
			終点	草津市上笠四丁目字下熊川	

位置図 縮尺 1 : 2 5 0 0

5586

整理番号	路線名	備考
5586	下笠南34号線	路線変更